

関西在住の留学生と県北地方の交流イベント実施業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

関西在住の留学生と県北地方の交流イベント実施業務

2 業務概要

関西に在住する留学生を対象として、福島県県北地方の魅力や現状の元気な姿を伝える交流イベントを実施することにより、関西圏における風評払拭と認知度向上を図るとともに、福島県への興味関心を喚起し、福島県を応援する立場での SNS を活用した情報発信や、将来的な県北地方への訪問を促す。

3 業務仕様

別紙仕様書（案）のとおり。

なお、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して確定します。

4 見積限度額

1, 6 2 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 福島県内に本社又は事務所・事業所を有していること。

6 実施のスケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年5月22日(月)
質問受付	令和5年5月29日(月) 12時まで
質問回答	令和5年5月31日(水) 17時まで随時
プロポーザル参加申込書提出期間	令和5年6月2日(金) 17時まで
企画提案書提出期間	令和5年6月7日(水) 17時まで
審査会(プレゼンテーション)の実施	令和5年6月13日(火)
審査結果通知	令和5年6月14日(水)以降
契約締結	令和5年6月14日(水)以降

7 募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手してください。

8 質問の受付

(1) 受付期限

令和5年5月29日(月) 12時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、「14 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「【質問】 関西在住の留学生

と県北地方の交流イベント実施業務」とし、電子メール・FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに令和5年5月31日（水）までにその都度掲載します。（個別の問い合わせに対する回答は行いません。）

9 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（第2号様式）を以下により提出してください。なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和5年6月2日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「14 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール、FAX又は持参により提出してください。件名は「【参加申込書】関西在住の留学生と県北地方の交流イベント実施業務」とし、電子メール、FAXの場合は電話にて送付した旨お知らせください。

※ 持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとします。

(3) その他

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年6月7日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により「14 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとします。

(3) 企画提案書の記載内容、提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 表紙を除き、日本工業規格A4版10ページ以内とすること。

(イ) 以下の内容を具体的に記載すること。

- ・ イベントの名称、コンセプト
- ・ イベント運営体制（イベント会場での人員配置等）
- ・ ワークショップの内容、参加者に配付する特産品とその選定理由

- ・業務実施体制（本業務を担当する事務所、総括責任者の氏名、人員配置計画、役割分担、連絡体制等）
- ・業務実施スケジュール
- ・その他企画提案に必要な情報（独自の提案など）

イ 事業経費積算書（任意様式）

ウ 会社概要（第3号様式）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第4号様式）

オ その他の添付書類

上記のほか、企画提案を説明するのに必要な書類があれば添付すること。なお、添付は任意とする。

（4）提出部数

ア～ウ 及び オ 6部（正本1部、副本5部）／ エ 1部（正本1部）

11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とします。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 4に示す見積限度額を超える提案があった場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、プロポーザル参加者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

キ 本募集要領等に違反すると認められる場合

ク プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（2）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（3）辞退

参加申込書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（5）その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

- ・提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、開示しません。

12 審査に関する事項

プロポーザル参加者からの提案を受け、審査会においてこれを総合的に評価し、委託契約候補者（単独随意契約予定者）を選定します。

(1) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時（予定）

令和5年6月13日（火）※時間等詳細については、後日連絡します。

イ 形式

オンライン（Zoom）

ウ 所要時間

プレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（10分以内）を実施します。

(2) 審査基準及び評価基準

別紙「関西在住の留学生と県北地方の交流イベント実施業務公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」のとおり。

(3) 選定方法

ア 審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点数をつけます。

イ 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定します。

ウ 評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とします。

エ 得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において再協議し、委託契約候補者及び次点者を決定します。

(4) 審査結果の通知

ア 通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

13 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議等

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約

を締結します。仕様書の内容は、委託契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は見積限度額を超えないものとします。

(3) その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果における次点者と協議します。

14 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階

福島県県北地方振興局

企画商工部地域づくり・商工労政課（担当：木村）

電話 024-521-2658

FAX 024-521-2853

メールアドレス kenpoku-shoukourousei@pref.fukushima.lg.jp